第十二章・第十三章　（略）
第十四章　就労定着支援
第一節　基本方針（第二百六条の二）
第二節　人員に関する基準（第二百六条の三・第二百六条の四）
第三節　設備に関する基準（第二百六条の五）
第四節　運営に関する基準（第二百六条の六―第二百六条の十二）
第十五章　自立生活援助
第一節　基本方針（第二百六条の十三）
第二節　人員に関する基準（第二百六条の十四・第二百六条の十五）
第三節　設備に関する基準（第二百六条の十六）
第四節　運営に関する基準（第二百六条の十七―第二百六条の二十）
第十六章　共同生活援助
第一節～第四節　（略）
第五節　日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準
第一款　この節の趣旨及び基本方針（第二百十三条の二・第二百十三条の三）
第二款　人員に関する基準（第二百十三条の四・第二百十三条の五）
第三款　設備に関する基準（第二百十三条の六）
第四款　運営に関する基準（第二百十三条の七―第二百十三条の十一）
第六節　外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準
第一款　この節の趣旨及び基本方針（第二百十三条の十二・第二百十三条の十三）
第二款　人員に関する基準（第二百十三条の十四・第二百十三条の十五）
第三款　設備に関する基準（第二百十三条の十六）
第四款　運営に関する基準（第二百十三条の十七―第二百十三条の二十二）
第十七章　多機能型に関する特例（第二百十四条―第二百十六条）
（削る）
第十八章　離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第二百十九条―第二百二十三条）
附則
（趣旨）
第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十条第二項、第四十一条の二第二項及び第四十三条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。
一　（略）
二　法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第百二十五条の五第三号の規定による基準
三　（略）
四　法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準　第九十四条の二第二号、第百二十五条の五第二号、第百六十三条の二第二号、第百七十二条の二第二号及び第二百二十二条の規定による基準

第十二章・第十三章　（略）
（新設）
（新設）
第十四章　共同生活援助
第一節～第四節　（略）
（新設）
第五節　外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準
第一款　この節の趣旨及び基本方針（第二百十三条の二・第二百十三条の三）
第二款　人員に関する基準（第二百十三条の四・第二百十三条の五）
第三款　設備に関する基準（第二百十三条の六）
第四款　運営に関する基準（第二百十三条の七―第二百十三条の十二）
第十五章　多機能型に関する特例（第二百十四条―第二百十六条）
第十六章　削除
第十七章　離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第二百十九条―第二百二十三条）
附則
（趣旨）
第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十条第二項及び第四十三条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。
一　（略）
二　法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第百二十五条の二第三号の規定による基準
三　（略）
四　法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準　第九十四条の二第二号、第百二十五条の二第二号、第百六十三条の二第二号、第百七十二条の二第二号及び第二百二十二条の規定による基準